

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯カメラ設置補助金	①地域における防犯意識の高まりを踏まえ、自主的な防犯活動の促進を図るため、物価高騰の影響を受けている地域防犯組織等に対し、公共空間に防犯カメラを設置する費用の補助を行い、安全で安心なまちづくりを推進する。 ②防犯カメラ設置に係る経費への補助金 ③1台500千円×12件＝6,000千円 ④自治会、商店街組合、主体的に地域の防犯活動に取り組む団体 その他財源 県3,000千円	R8.4	R9.2
2	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	ひとり親家庭生活支援給付金事業	①物価高騰が続く中で、特に影響を受けやすいひとり親世帯等を支援する。 ②児童扶養手当受給者に対する給付金及び事務費 ③事業費 13,000千円(給付金20,000円×対象児童650人) 事務費 350千円 需用費(消耗品費) 役務費(通信運搬費・振込手数料) 委託料(システム改修) ④児童扶養手当受給者 対象児童650人 その他財源 県6,675千円	R8.4	R8.6
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	こども医療費助成事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため乳幼児及び小中高生等の医療費等を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る。 ②こども医療費等(保険診療や入院時食事療養費の自己負担分助成) ③こども医療費等 対象者数 8,874人(令和8年4月1日時点) 370,080千円 ④18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもの保護者 その他財源 県156,870千円 一般財源206,460千円	R8.4	R9.3
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸燃料価格高騰対策支援	①燃料価格が高騰・高止まりする中、経営費に占める燃料費の割合が高い施設園芸農業者に対して緊急的な支援を行うことにより、経営を安定を図り、もって持続可能な施設園芸活動を推進するため。 ②令和7年12月から令和8年3月までに購入した野菜、果樹及び花きの加温栽培に使用した燃料費(A重油、灯油及びLPガス)及び事務費 ③対象数は、JA及び農業法人の3事業者で農業者115名分 A重油が予定使用量1,665,054ℓ×【(R7.10月のA重油全国平均単価120.6円/ℓ-発動基準価格94.1円/ℓ)×1/2以内(農業者負担分)×1/3以内(県)×1/2以内(市)=約2.2円/ℓ】=3,663,118円、灯油が予定使用量16,007ℓ×【(R7.10月の灯油全国平均単価127.8円/ℓ-発動基準価格99.7円/ℓ)×1/2以内(農業者負担分)×1/3以内(県)×1/2以内(市)=約2.3円/ℓ】=36,816円、LPガスが予定使用量133,823.2kg×【(R7.4月のLPガス全国平均単価130.7円/kg-発動基準価格124.2円/kg)×1/2以内(農業者負担分)×1/3以内(県)×1/2以内(市)=約0.5円/kg】=66,911円 合計3,766,845円 事務費通知郵送料@110×3件=330円で1千円、口座振込手数料が@110×3件=330円で1千円で合計2千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 加温栽培の施設園芸に供する燃料高騰の影響を受ける市内の施設園芸農業者で構成される法人又は団体のうち、令和7年度の国のセーフティネット事業に加入し、徳島県が実施する施設園芸燃料価格高騰支援事業の支援を受けている方々	R8.4	R9.3
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業者燃油高騰対策支援	①燃油価格が高騰・高止まりする中、経営費に占める燃油費の割合が高い漁業者に対して緊急的な支援を行うことにより、経営を安定を図り、もって持続可能な漁業活動を推進するため。 ②令和7年4月から令和8年3月までに購入した漁業用の燃油費(A重油、軽油、ガソリン及び灯油等)及び事務費 ③漁業者219名分 単価等は、国のセーフティネット事業における補填金(平均原油単価-発動基準価格)のうち、漁業者負担分の1/8以内の額とし、国と漁業者の負担割合が「1:1」の場合には、予定使用量2,073,750ℓ×【(R7.4月から9月までの平均原油単価の平均62.9円/ℓ-発動基準価格58.4円/ℓ)×1/2以内(漁業者負担分)×1/8以内(市)=約0.3円/ℓ】=622,125円、「2:1」の場合には、予定使用量2,073,750ℓ×【(R7.4月から9月までの平均原油単価の平均62.9円/ℓ-発動基準価格58.4円/ℓ)×1/3以内(漁業者負担分)×1/8以内(市)=約0.2円/ℓ】=414,750円、「3:1」の場合には、予定使用量2,073,750ℓ×【(R7.4月から9月までの平均原油単価の平均62.9円/ℓ-発動基準価格58.4円/ℓ)×1/4以内(漁業者負担分)×1/8以内(市)=約0.1円/ℓ】=207,375円で合計1,244,250円 事務費は、徳島県漁業協同組合連合会に対して、申請書類のチェックや申請に必要なデータ作成の委託料@1,300×219件=284,700円で285千円、通知郵送料が@110×219件=24,090円で25千円、口座振込手数料が@110×219件=24,090円で25千円で合計335千円 ④漁業の用に供する燃油高騰を受ける市内の漁業者のうち、令和7年度の国のセーフティネット事業に加入している方々	R8.4	R9.3
6	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	経済変動対策資金保証料補給金	①中小企業の資金調達を支援することにより、従業員の賃上げ環境の整備が図られる。 ②中小企業が資金調達の際に生じる信用保証料の一部補給 ③15億円(補助対象平均債務残高)×0.1% ④運転資金の借入を必要とする阿南市内に事業所を有する中小企業者等	R8.4	R9.3
7	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	阿南駅前駐輪場 監視カメラシステム導入	①物価高が続く中で、地域防犯力の強化として、阿南駅前駐輪場に監視カメラを設置する。市が設置することで、JR利用者等が駐輪場を安心して利用できるほか、個人負担である防犯対策費や盗難・破損による再購入費の発生を抑制し、物価高騰下における実質的な価格転嫁を軽減する。②監視カメラ購入費(備品購入費)③機器購入費(レコーダー等付属部品を含む) 1,181,180円、機器設置工事費 1,408,000円④阿南駅前駐輪場へ監視カメラ4台	R8.4	R9.3
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校3年生給食無償化補助金	①物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯、とりわけ進学や就職による教育費負担が重なる等、家計への影響が最も大きな時期である市立中学校に在籍し、アレルギーや不登校等で給食を食べていない3年生の保護者及び市立中学校以外の中学校に在籍し、市立中学校3年生給食食費無償化の恩恵を受けていない3年生保護者の経済的負担軽減を図るため、学校給食費相当額の支援を行う。 ②中学校3年生の学校給食費相当額に対する補助金(教職員分は除く) ③市立中学校3年生学校給食費349円/食×175日=60,000円、(市立中学校25人+市立中学校以外90人)×60,000円=6,900千円 ④中学生3年生の保護者世帯	R8.4	R9.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校等給食保護者負担軽減臨時支援事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小学生、中学校3年生及び幼稚園園児の学校給食食費無償化による支援を行う。また、中学校1年生・2年生の保護者については、食材等の値上がり分を支援する。 ②学校給食事業特別会計繰出金(教職員分は除く) ③無償化・小学校400円/食×188回×2,994人＝給食費負担軽減交付金171,256千円＝53,892千円、中学校3年生470円/食×175回×494人＝40,631千円、幼稚園380円/食×184回×85人＝5,942千円 食材の値上がり分・中学校1年生・2年生121円/食×183回×1,040人＝23,028千円 ④小中学生及び幼稚園園児の保護者世帯 小学校の給食費については、国及び都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分について、同交付金を活用する	R8.4	R9.3